

令和6年度  
千歳市児童発達支援センター就学学習会②

# 放課後等デイサービスについて

---

日時 令和6年7月22日（月曜日）10時より

場所 千歳市総合福祉センター402号室

千歳市こども福祉部児童発達支援センター 松本 純子

# 児童福祉法に基づく福祉サービス (障害児通所支援事業)

区分	サービス名	対象者	支援の内容
通所系	児童発達支援	集団又は個別の支援が必要と認められた主に未就学の障害児	日常生活における基本的な動作や知識技能の習得、集団生活への適応のための支援など
	放課後等デイサービス	学校の授業の終了後又は休業日に支援が必要と認められた障害児	生活能力向上のために必要な支援、社会との交流の促進など
訪問系	居宅訪問型児童発達支援	重度の障害等があり、障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障害児	居宅を訪問して行う児童発達支援
	保育所等訪問支援	通園先の集団生活で支援課題が大きく、当該施設で専門的な支援が必要と認められた障害児	集団生活への適応のための専門的な支援など

# 対象者

---

- 学校（幼稚園、大学を除く。）又は専修学校等（専修学校及び各種学校）に就学しており、授業の終了後、又は休業日に支援が必要と認められた満18歳までの障害児
- 引き続き、放課後等デイサービスによる支援を受けなければ、その福祉を損なうおそれがあると認められるときは、満20歳に達するまで利用することができる

# 費用（利用者負担額）

---

- お子さんに必要な支援内容に基づき、ひと月ごとにサービス提供に要した費用の1割を利用者負担額として事業所にお支払いいただきます。
- ひと月あたりの利用者負担額には、世帯の所得に応じて算出した負担上限月額（0円～最大37,200円）があります。
- 事業所によっては、別におやつ代や昼食代などの実費負担額がかかる場合があります。

# 放課後等デイサービスの目的

---

○様々な遊びや体験活動の機会を通じて「生きる力を育む」こと

※単にこどもが知識やスキルを身につけることが目的ではありません。

○こども一人一人の障害の状態や発達の過程・特性に応じた発達上の課題に応じて、「発達支援（本人支援・移行支援）」  
「家族支援」「地域支援」を総合的に提供する。

<放課後等デイサービスガイドライン（素案）こども家庭審議会障害児支援部会資料より>

# 利用の流れ①相談・見学

---

## □新規に利用を希望する方

障害児相談支援事業所などに相談し、事業所の支援内容の確認や事業所見学を行いましょよう。

※発達相談室などで客観的な評価を受けていることが前提です。

## □児童発達支援を利用中の方

小学校入学後の利用について、利用先の相談支援専門員や児童発達支援事業所に相談しましょよう。

※モニタリングの際に支援の効果を確認し、必要性を判断しましょよう。

# 利用の流れ②申請

---

## □新規に利用を希望する方

令和7年2月～3月上旬までに「申請書類」、「支援の必要性を確認できる書類」、「利用計画案」を市に提出してください。

## □児童発達支援を利用中の方

令和7年1月中旬に「申請書類」を郵送予定。2月～3月上旬までに「支援の必要性を確認できる書類」、「利用計画案」を添えて市に提出してください。

# 利用の流れ③決定

---

## □聞き取り調査

お子さんの心身の状況や発達課題、利用目的（日常生活に必要な基本動作の習得、コミュニケーション能力の向上など）、家庭環境などを面接などにより聞き取り調査します。

## □通所受給者証の交付

利用日数、支給決定期間などを決定し「通所受給者証」を3月下旬までに交付。

※支給決定期間は、お子さんの誕生月の月末まで。以降、1年ごとの更新手続きが必要です。更新月の1~2か月前に市から申請書類を郵送。期限までに提出してください。

## □事業所との契約

「通所受給者証」を持参して、事業所と契約後、利用開始。

※必ず重要事項説明書の説明を受けましょう)



# 支援の必要性を確認できる書類とは？

---

- 障害者手帳（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳）※必須ではない
  - 特別児童扶養手当を受給していることを証明する書類 ※必須ではない
  - 次の書類のうち、**いずれか1年以内に作成されたもの**
    - 主治医の診断書、もしくは意見書（放デイの利用を必要と認める旨の記載があること）
    - 児童相談所の判定書（検査結果や意見の記載があること）
    - 発達検査の結果（検査を実施した相談機関・医療機関等の所見を含む）
    - こどもの発達と支援の記録ファイル（通称：イエローファイル）
    - 学校の個別支援計画 など
- ※更新手続き時にも提出が必要です。

# 障害児相談支援事業所とは？

---

- 相談支援専門員が、お子さんや保護者の困りごと、心配なことについて一緒に考え、お子さんの成長や社会に出てからの生活などの総合的な相談や利用可能な福祉サービスについての情報提供などを行う。
- 放課後等デイサービス等の福祉サービスを利用する際には、「利用計画案・計画書」を作成し、定期的に利用状況のモニタリングを行う。
- 千歳市では、相談支援専門員が不足し「利用計画案・計画書」の作成が間に合わない状況であるため、保護者が作成した「セルフプラン」の提出を認めている。

# 注意事項

---

- **学習塾や習い事、預かり事業とは異なります。**
- 利用日数は、お子さんの年齢、体力、生活リズムや支援を必要とする課題、目的等を勘案して支給決定します。
- 保護者が就労等により、昼間長期間不在となる場合は、学童クラブの利用もご検討ください。
- 学童クラブと放課後等デイサービスを並行して利用することができます。

# お問い合わせ

---

## □千歳市 こども福祉部

児童発達支援センター 通所給付係

千歳市東雲町2丁目34番地 千歳市総合福祉センター 2階

電話：0123-24-3131（内線642）

平日：午前9時～午後5時

## □市ホームページ「発達支援を利用するには」

詳しくは、QRコードから ⇒

